

## IV 調査結果の分析

- |                     |                                  |
|---------------------|----------------------------------|
| 1. 子どもの人権について       | 大阪教育大学地域連携・教育推進センター<br>准教授 神村 早織 |
| 2. 在日外国人の人権について     | 関西大学文学部教授 山ノ内 裕子                 |
| 3. 部落差別等の同和問題について   | 関西大学社会学部教授 内田 龍史                 |
| 4. 障害者（児）の人権について    | 種智院大学人文学部教授 小寺 鐵也                |
| 5. 性的マイノリティの人権について  | 関西大学名誉教授 石元 清英                   |
| 6. 女性の人権について        | 大阪教育大学地域連携・教育推進センター<br>准教授 神村 早織 |
| 7. インターネット上の人権について  | 関西大学社会学部教授 内田 龍史                 |
| 8. 啓発活動について         | 元大東市職員 西辻 勝弘                     |
| 9. 調査結果をとおしてみえてきたもの | 関西大学名誉教授 石元 清英                   |

# 1. 子どもの人権について

大阪教育大学地域連携・教育推進センター 准教授 神村 早織

## はじめに

ここでは、問2の子どもの人権に関する7つの項目をまず概観し、それぞれについて調査結果に基づいて分析をする。

項目1と項目2では体罰に対する考え方を問うている。項目1では保護者によるしつけの一環としての、項目2では教師による指導の一環としての体罰について、それらを容認するの可否かである。

項目3と項目4は、自己責任論に関する考えを問うものである。項目3では不登校、項目4ではいじめについて、それぞれ当事者にも責任の一端はあり、当事者自身が問題を解決すべきだという考えについて、是非を問うている。

項目5は、権利行使の主体としての子どもの人権、その重要な要素である「子どもの意見表明権」について、校則をテーマに問うている。

項目6と項目7は、子どもの教育機会の保障に関する問いである。問6では低所得世帯の子ども、問7では児童養護施設に入所している子どもについて、大学進学のは是非を問うている。

この設問では、全体の回答傾向を、肯定論（「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」）、中間論（「どちらとも言えない」）、否定論（「どちらかと言えばそう思わない」「そう思わない」）の3つに分けて比較検討する。また、「そう思う」のみを使用する場合は「完全肯定論」、「そう思わない」のみの場合は「完全否定論」と呼ぶこととする。

## 項目1 「保護者によるしつけの一環としての体罰は必要である」

2020年4月、児童虐待防止法と児童福祉法の改正により、「児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」と明記された。法制化のきっかけは、「しつけ」と称した保護者の体罰によって子どもが生命を奪われる事件が連続したことによる。体罰禁止が法制化された今、市民の意識にはどのような傾向が見られるのだろうか。

本調査では、肯定論は20.9%、中間論は25.5%、否定論は48.8%であり、約半数を否定論が占めている。しかし、完全否定論は33.5%と3割程度であり、決して高いとは言えない。

次に年齢別の特徴を把握するために、完全否定論の割合を比較する。

	完全否定論（「そう思わない」）
10代	43.2%
20代	44.3%
30代	26.9%
40代	24.4%
50代	32.5%
60代	37.1%
70代	31.0%
80歳以上	36.0%

10代と20代は、完全否定論がそれぞれ43.2%、44.3%で、他の世代に比べて10ポイント高い。一方、30代と40代は完全否定論が、他の世代に比べて7～9ポイント低い。

30代と40代に完全否定論が少ない背景として考えられるのは、彼らがまさしく今子育て世代であり、「止むを得ない方法」として体罰をしつけの手段として使う経験をしているという可能性である。この世代こそ、体罰に頼らない子育て支援が必要だと言える。先に述べた通り2020年4月から親などによる体罰も法律で禁止されることとなった。この法改正と連動させて、啓発キャンペーンと暴力によらない子育て支援を行うことにより、体罰に関する意識を改善することが望まれる。

項目2 「教師による指導の一環としての体罰は必要である」
------------------------------

教師の体罰については、学校教育法において「体罰を加えることはできない」と明記されている。しかし一方で、同文に「教育上必要があると認めるときは」「懲戒を加えることができる」とも記載されており、懲戒と体罰の境界線の曖昧さが指摘されていた。体罰を背景とした高校生の自殺事案が発生したことを受けて、平成25年文部科学省から「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」の別紙として、懲戒と体罰の区別に関する参考事例も公表された。このような中で、今回学校における体罰に関する意識はどのような傾向を見せているのだろうか。

本調査では、肯定論は15.2%、中間論は23.0%、否定論は56.8%であった。これは、保護者の体罰に関する回答割合に比べると、教師の体罰の方を否定的に考える人が1割程度多いことがわかる。また、完全否定論も保護者33.5%に対して教師の体罰は40.5%と少し高い。

	完全否定論（「そう思わない」）
10代	62.2%
20代	52.1%
30代	38.8%
40代	29.0%
50代	38.4%
60代	40.2%
70代	42.1%
80歳以上	40.0%

完全否定論について年齢別に比較すると、その差が顕著である。特に、10代と20代の完全否定論の割合が高く、それぞれ保護者の体罰に対する完全否定論の回答よりも10代は19.2ポイント、20代は8.1ポイント高い。これは、学校における体罰関連死の事案がまさにこの世代にとってはマイナスの学校体験として共有されているからではないだろうか。

体罰については10年前の府民意識調査（大阪府人権問題に関する府民意識調査報告書 平成23年）において、「教師が子どもの指導のために、ときには体罰を加えることも必要だと考えること」という設問が設けられている。それによると、「問題あり」「どちらかという問題あり」「どちらかという問題なし」「問題なし」の4択のうち、「問題あり＝体罰完全否定論」はわずか14.9%であった。選択肢は異なるが、今回の本調査において体罰完全否定論が40.5%であることは時代の変化を反映していると言える。

教師の体罰については法的には以前から禁止されていたが、実態として容認論が多かった。今後さらに啓発活動を強めること、また、教師自身の「体罰に依らない指導」を実現するための支援をすることによって体罰否定の意識がさらに広げることが必要だろう。

項目3 不登校は本人が努力すれば克服できる問題である  
 項目4 「いじめ」はいじめられる側にも問題がある

項目3、項目4のいずれも、「いじめ」や「不登校」など、不利益を被っている当事者に対して「本人が努力すれば克服できる」「本人にも問題がある」などと本人の責任に帰する考え方の是非を問うている。本人の責任に帰する考え方が強まると、社会的に不利益な状況にある人々はさらに困難を強いられることになる。

下記は、項目3と項目4の回答状況を表にまとめたものである。本人の責任に帰する肯定論は、不登校については1.5割、いじめについては2割程度だが、態度を決めかねている中間論が不登校について2割、いじめについて3割おり、実際の現場でどちらに揺れるのかによって逆転する可能性もある。

	不登校	いじめ
肯定論（本人の責任だ）	15.1%	20.7%
中間論	20.3%	29.4%
否定論（本人の責任ではない）	59.7%	45.0%

問題の所在を本人に帰する考え方については、例えば今、コロナ感染についても同じことが起きている。海外との比較調査（「新型コロナウイルス感染禍に対する態度の国際比較」に関する調査2020）において、日本は他国と比較して「本人の責任である」「感染は自業自得だ」と考える人が多いという。日本社会にこうした傾向があることを踏まえて、不登校やいじめなどの子どもに関わる問題についても、学校教育や啓発活動の中で、私たちの中に「本人の責任」とする考え方がないか振り返る取り組みが必要だろう。

#### 項目5 「校則を決めるのに児童生徒の意見を反映させる必要はない」

子どもの権利条約第12条では「子どもが意見を表明する権利」が定められている。今、日本ではいわゆる「ブラック校則」が社会問題となっている。「ブラック校則」とは、一般社会から見て明らかに理不尽で、必要性が認められない校則を意味する。根本的な解決のためには、生徒会活動などを通して、教師と生徒が話し合いながら校則の改善を進めていくことが必要だろう。

こうした観点から調査結果を見ていきたい。肯定論(子どもの意見表明反対)9.6%、中間論16.6%、否定論(子どもの意見表明賛成)68.7%であり、全体の傾向として「校則」の問題については子どもの意見を聞くべきだという考え方が広まっていると言える。

さらに年齢別にその傾向を分析する。完全否定論(子どもの意見表明賛成)の割合を比較したところ、10代では56.8%、20代では57.1%であるのに対して、30代は40.3%、40代は35.9%とその差が顕著である。「ブラック校則」を巡っては、SNS上でも自ら声を上げる若い世代も登場している。こうした時代背景が本調査における若い世代の回答傾向の要因となっているのではないだろうか。これらを一過性のものに終わらせず、生徒会活動の活性化など、学校教育において子どもの意見表明権の具体化を進めることが必要だ。

#### 項目6 収入の低い世帯の子どもが大学に進学できないのはやむを得ない

#### 項目7 児童養護施設に入所している子どもが大学に進学できないのはやむを得ない

項目6と項目7はどちらも子どもの教育における格差を容認するか否か、その是非を問うものである。まさに今、コロナ禍の中で学校の休校措置が続いたこと、家庭の経済状況が悪化したことなどにより、子どもたちの教育環境の格差が拡大しており、その保障が求められているところだ。

一方、2018年に実施された「学校教育に対する保護者の意識調査(朝日新聞社・ベネッセ教育総合研究所)」では、「所得の多い家庭の子どものほうが、よりよい教育を受けられる傾向」について、「当然だ」「やむを得ない」と答える保護者が合わせて6割を超え、また社会階層の高い保護者の方がより教育格差を容認する傾向が強いことが明らかとなっている。コロナ禍の影響を受けやすい生活背景にある子どもたちへの支援を是とする世論形成が必要であろう。

さて、項目6では肯定論(格差容認)7.5%、中間論13.2%、否定論(格差反対)74.8%、項目7では肯定論(格差容認)6.1%、中間論13.4%、否定論(格差反対)75.7%となっている。いずれの項目についても、格差を容認する層は1割に満たず、本調査においては市民の意識として教育格差を克服するための支援策について理解は得られると考えられる。

懸念されるのは30代である。どちらの項目でも、30代と80代を除いて肯定論(格差容認)は1割に満たない。子育て世代の30代の5人に1人が、「収入の低い世帯の子ども」の大学進学について、「やむを得ない」と格差を容認する肯定論であることは注視すべきであろう。

## 2. 在日外国人の人権について

関西大学文学部教授 山ノ内 裕子

はじめに

大東市在住外国人の人口は2020年4月末日現在、2,928人であり、外国人住民の国籍は、中国を筆頭に、韓国・朝鮮、ベトナム、フィリピン・・・と46カ国と地域にわたる。今回の調査では、「あなたは次のような在日外国人に関する状況を、差別だと思えますか」（問3）「あなたが外国で生活していくことになった時、次のような行為をされたら、差別だと思えますか」（問4）という2つの設問で、共通する7つの項目について差別かどうか尋ねている。以下、外国人の人権について「差別だと思う」と答えた人の割合が多い項目から順に考察する。

ヘイトスピーチ

外国人の人権において「差別だと思う」という回答が多かったのが「ヘイトスピーチ」である。ヘイトスピーチとは、人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康（障害）といった、自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて、属する個人または集団に対して攻撃、脅迫、侮辱する言動のことである。世界中において深刻な問題となっており、日本においては、2000年代以降、主に、在日韓国・朝鮮人に対する排外主義者団体による街宣活動が活発化して、社会問題となってきた。

大阪は日本において最も在日韓国・朝鮮人の多く住む地域であり、大東市にも2020年3月現在、699名の韓国・朝鮮籍の市民が居住している。今回の調査においては、ヘイトスピーチを「差別だと思う」の割合が53.0%と最も高く、次いで「どちらかと言えば差別だと思う」の割合が18.6%であり、あわせて71.6%の回答者がヘイトスピーチを差別と捉えていた。同様に、回答者自身が外国でヘイトスピーチを受けることについても、「差別だと思う」の割合が52.2%、「どちらかと言えば差別だと思う」の割合が20.3%となっており、72.5%の回答者が、差別と捉えていた。

なお、問16では、2016年6月3日に施行された「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」を知っているかどうか尋ねているが、この法律についての認知度は高くなかった。「知らない」の割合が41.0%と最も高く、次いで「名称は知っているが内容は知らない」の割合が38.4%であり、「内容は知っている」の割合は13.5%であった。

就職活動や就労条件による不利な扱い

ヘイトスピーチに次いで、「差別である」と答えた人が多かったのが「就職活動や就労条件で不利な扱いを受ける」である。国籍や人種を理由に面接の応募や採用を拒否することは、公正な採用選考の観点から適切ではない。また、労働基準法や健康保険法などの労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも日本人と等しく適用されるほか、労働条件面での国籍による差別も禁止されている。にもかかわらず、外国人を「安い労働力」とみなし、景気の調整弁として、外国人労働者に対して安易な解雇等を行っている現状がある。今回の調査においては、「差別だと思う」（40.9%）と「どちらかと言えば差別だと思う」28.1%をあわせると、68.1%の回答者が差別であると捉えていた。

## アパートやマンションの入居拒否

「アパートやマンションの入居を拒否される」ことについては、「差別だと思う」と答えた人が最多で34.8%であり、「どちらかと言えば差別だと思う」の26.1%とあわせて、60.9%の人が差別であると思っている。ヘイトスピーチや就職・就労条件による不利な扱いと比べると、差別であると捉える人がやや少なくなっている。

一方、回答者自身が海外で「アパートやマンションの入居を拒否される」という同様の項目と比較すると、「差別だと思う」の割合が41.7%、「どちらかと言えば差別だと思う」の割合が26.4%で、合計68.1%であり、在日外国人が対象の場合より7.2ポイントも高かった。つまり、アパートやマンションの入居拒否については、自身が海外で入居を拒否される状況を思い浮かべた場合の方が、より「差別だと思う」と捉えていた。

## 社会保障における不利な扱い

日本において、社会保障は「日本人も外国人も同じ扱い」が原則であるが、「外国人が年金や医療保険制度など、社会保障で不利な扱いを受ける」ことについては、「差別だと思う」の割合が最多で33.2%、続いて「どちらかと言えば差別だと思う」の割合が26.4%で、あわせて59.6%の人々が差別であると受け止めている一方、回答者が海外で「年金や医療保険制度など、社会保障で不利な扱いを受ける」ことについては、「差別だと思う」の割合が28.8%と「どちらかと言えば差別だと思う」の26.4%をあわせると55.2%であり、回答者自らが差別の対象となる方が4.4ポイント高かった。

法令では、適用事業所（特定の業種を除いた「常時従業員を5人以上雇っている事業所」）は、従業員を健康保険および厚生年金保険に加入させる義務がある。よって、本来、外国人であるために社会保障で不利な扱いを受けることは、差別である以前に、雇用主による法令違反である。働く人々だけではなく、雇用主においても、企業においても周知させる必要がある。

## 選挙権がないこと

選挙権がないことについては、外国人に対しても、回答者自身に対しても「どちらとも言えない」の割合が最も高かった。外国人が選挙権を持たないことについては、「どちらとも言えない」の割合が31.4%と最も高く、次いで「差別だと思う」の割合が19.9%、「どちらかと言えば差別だと思う」の割合が18.2%となっていた。一方、海外で回答者が選挙権を持たないことについては、「どちらとも言えない」の割合が33.8%と最も高く、次いで「差別だと思う」の割合が18.4%、「差別だと思わない」の割合が18.2%となっていた。

日本では、憲法第15条において、選挙権は「国民固有の権利」と定められていることから、日本国籍を持たない外国人には選挙権が与えられていない。しかし、永住外国人に投票権を認めた住民選挙では、2002年に滋賀県米原町（現米原市）が周辺自治体との合併を問う住民投票条例で初めて認めて以降、全国に広がっており、これまで少なくとも外国人市民に対して投票権を与えた選挙は、全国で206件を数えるという（朝日新聞 2020年10月10日 大阪夕刊「外国籍住民 投票権ない！」）。このようなケースがあまり知られていないのか、今回の調査では、外国人に対して選挙権がないことを、とくに差別と捉える人が少ないことが明らかとなった。

## 日本語を学ぶ機会がないこと

「外国人が日本語を学ぶ機会がない」ことについては、「どちらとも言えない」の割合が39.9%と最も高く、次いで「どちらかと言えば差別だと思う」の割合が19.1%、「差別だと思う」の割合が18.1%となっている。一方、回答者が「生活する国の言語を学ぶ機会がないこと」「どちらとも言えない」の割合が36.6%と最も高く、次いで「どちらかと言えば差別だと思う」の割合が20.6%、「差別だと思う」の割合が17.7%となっている。

異国で暮らす外国人にとって、その国の言語を習得することは、生活する上で必要不可欠である。しかし、在日外国人に対しても、回答者自身が外国で暮らすことになったと仮定した場合においても、言語学習の機会が失われていることについては、「差別だと思う」人たちよりも「どちらでもない」と答えた人の方が多かった。実際に自らがその状況に置かれられない限り、想像し難いかもしれないが、異国で生活する外国人が、生活言語を学ぶことは生きていく上で、不可欠である。

移民を受け入れてきた欧米諸国では、移民たちがその国で生きていくために必要な言語能力や社会に関する知識を身に付けるための公的な学習機会を提供している。韓国においても同様のプログラムが提供されている。しかし、日本では、このような外国人住民を対象とする公的な言語教育は展開されていない。

## しきたりや慣習への強制

「日本のしきたりや慣習に無理に従わされる」については、「どちらとも言えない」の割合が35.0%と最も高く、次いで「どちらかと言えば差別だと思う」の割合が18.4%、「差別だと思う」の割合が15.2%となっていた。一方、回答者自身が「その国のしきたりや慣習に無理に従わされる」については、「どちらとも言えない」の割合が33.3%と最も高く、次いで「どちらかと言えば差別だと思う」の割合が18.7%、「差別だと思う」の割合が15.2%となっていた。

2つの問いから、その国のしきたりや慣習を強要されることを差別とは思っておらず、回答者自身に「郷に入れば郷に従え」という意識が強いことが読み取れた。しかし、文化の異なる人々とともに暮らすためには、違いを否定するのではなく、文化や価値観の違いを前提として、尊重することが必要である。

## 多文化共生のまちづくりをめざして

今回の調査においては、年齢別でみると、他の年齢層に比べ、18、19歳は全ての項目において「差別だと思う」の割合が高い傾向が高かった。そして年齢が上がるにつれ、「差別だと思う」を選ぶ割合が減少し、逆に「差別ではない」と答える回答者が増えていた。

また、在日外国人の人権の関心度別でみると、在日外国人の人権に関心のある人ほどそれぞれの項目について「差別だと思う」を選ぶ割合が高く、関心のない人は「どちらとも言えない」を選ぶ割合が高くなっていた。さらに、家族や親族、親しい友人に外国人がいる人は「差別だと思う」の割合が高くなっていた。

このように、若い世代の回答傾向からは、学校における人権教育の一定の成果が現れていることが読み取れた。また、外国人の家族・親族や友人がいる人の方が、在日外国人が直面する様々な諸問題を、「他人事」としては捉えていないことが明らかとなった。

よって、在日外国人の人権についてより関心が高まり、外国人住民とともに暮らす市民として受け入れるためには、学校だけではなく、地域社会においても、地域住民と外国人住民がともに学び、交流する機会を増やすことが必要であろう。

### 3. 部落差別等の同和問題について

関西大学社会学部教授 内田 龍史

はじめに

被差別部落とは、江戸時代以前の身分制度のもと、穢れているなどとされてきた人々が居住している場所（部落）であるために、差別の対象となってきた地域のことである。また、部落に居住する人々、そこにルーツを持つ人々、部落と見なされた人々に対して、日常生活や、結婚・就職などの場面において、部落差別が引き起こされてきた。個人に対する自由と平等が、基本的人権として保障されることが前提となっている近代社会において、差別はなくしていくべきものである。そのため、部落差別を生み出す社会を変革しようと、被差別部落出身の人のみならず、国や、大東市などの自治体行政も含め、これまで多くの人たちが努力を重ねてきた。そうした努力の結果、かつて当然視されていた部落差別は、不当であってはならない差別であると多くの人々に認識されるに至っている。

ところが近年、情報化の進展に伴い、部落に対する偏見情報の流通や、どこが被差別部落であるか、誰が部落出身者であるのかといったいわゆる「身元暴き」が横行するなど、インターネット上での部落差別・人権侵害が無視できない状況に至っている。そうした状況に対応するために、2016年に部落差別解消推進法が制定され、あらためて部落差別の存在を認識したうえで、部落差別は許されないことであり、部落差別解消の必要性に対する国民一人一人の理解が必要であること、国及び地方公共団体の責務が明確にされ、部落差別に対する相談活動の充実や、教育啓発、さらには差別の実態把握のための調査を実施することが法律に明記された。

こうした現状において、本稿では、大東市人権に関するアンケート調査結果から、部落差別（同和問題）意識に関連する設問について分析を行う。本調査における部落差別（同和問題）意識に関する主な設問は以下のとおりである。

- ・問 5 同和問題に関するこの5年間の「差別的」発言
- ・問 5-1 同和問題に関するこの5年間の「差別的」発言を誰から聞いたか
- ・問 5-2 同和問題に関するこの5年間の「差別的」発言を聞いたときにどう感じたか
- ・問 6 小中学校での部落問題学習についての考え方
- ・問 13 10. 「自分の家族や親せきには同和地区の人と結婚してほしくない」という意見
- ・問 13 11. 「同和問題はそっとしておけば自然になくなる問題だから、教育や啓発はしないほうがよい」という意見
- ・問 16 8. 「部落差別解消推進法」の認知
- ・問 17 関心を持っている人権問題のうちの「部落差別等の同和問題」
- ・問 20 「あなたの身近な人のなかに次のような方はいますか。」のうちの4. 「被差別部落の人」

なお、単純集計に関してはウェイトバックによって補正した数値を、それ以外については補正前の数値を用いている。

#### 1. 部落差別（同和問題）の認知と関心

2016年に制定された「部落差別解消推進法」の大東市民の認知状況（問 16-8）については、

「知らない」が49.8%とおおよそ半数を占めている。以下、「名称は知っているが内容は知らない」が36.0%、「内容は知っている」が9.9%となっている。10歳代で「名称は知っているが内容は知らない」が35.1%、「内容は知っている」が27.0%と他の年齢階層と比較して顕著に認知している割合が高い。

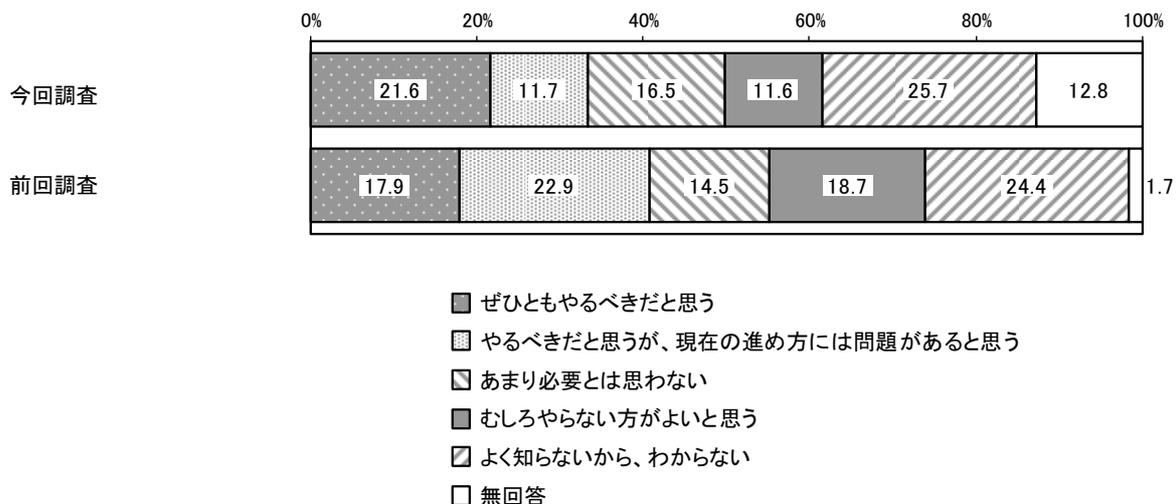
関心を持っている人権問題(問17)においては、「部落差別等の同和問題」を選択した割合は9.8%であり、10人に1人程度である。年齢階層別に見ると、80歳以上で18.7%、10歳代で16.2%、40歳代で14.5%と、これらが他の年齢階層と比較して顕著に割合が高い。

「被差別部落の人」が身近にいるかどうか(問20)については、「いない、わからない」の割合が75.6%と最も高くなっており、続いて「無回答」が14.9%、「知人にいる」が6.1%、「親しい友人にいる」が1.9%などとなっている。なお、「自分自身がそうである」「家族や親せきにいる」「親しい友人にいる」「知人にいる」をあわせた割合は9.4%であり、同様にたずねられている障がいのある人の42.9%、外国人の25.5%、性的マイノリティの12.9%と比較して低くなっている。大東市における部落差別等の同和問題は、市民にとって、マイノリティ性を持つ人々のなかでもさらに身近に感じる事が難しい課題となっている可能性が、本調査から推察される。

## 2. 部落問題学習への考え方と「寝た子を起こすな」論

小中学校での部落問題学習についての考え方(問6)については、「よく知らないから、わからない」の割合が25.7%と最も高く、次いで「ぜひともやるべきだと思う」の割合が21.6%、「あまり必要とは思わない」の割合が16.5%となっている。

前回調査(1995年実施)は「部落問題学習」ではなく、「同和教育」となっていたものの、たずね方は同様であるので、一定程度比較は可能であろう。前回調査と比較(図A)すると、「無回答」の割合が顕著に高くなっているほか、「ぜひともやるべきだと思う」の割合がやや高く、「やるべきだと思うが、現在の進め方には問題があると思う」「むしろやらない方がよいと思う」の割合が低くなっている。部落問題学習の内容を知っている人にとってはやるべきだと考えるが、「よく知らないから、わからない」と「無回答」をあわせると4割近くが判断を保留していることになり、部落問題学習をやるべきとする層と部落問題学習未経験層に分極化しているのではないかと考えられる。なお、おおむね若年層ほど「ぜひともやるべきだと思う」とする割合が高くなっている。



図A 「同和教育」(前回調査)・「部落問題学習」(今回調査)への考え方

「同和問題はそっとしておけば自然になくなる問題だから、教育や啓発はしないほうがよい」(問13-11)という、いわゆる「寝た子を起こすな」という意見については、「どちらともいえない」と判断を保留する割合が40.1%と最も高くなっている。「そう思わない」(18.0%)、「どちらかと言えればそう思わない」(14.1%)をあわせた3割強が、「寝た子を起こすな」という意見に反対の意志を示しているが、「そう思う」(10.8%)と「どちらかと言えればそう思う」(14.2%)をあわせたおよそ4分の1程度の人が、「寝た子を起こすな」という意見に賛成の意志を示している。年齢階層別に見ると、おおむね年齢が高くなるほど、「寝た子を起こすな」という意見に賛成する割合が高くなっており、80歳以上だと4割弱を占める。なお、質問の形式が異なるので単純に比較することはできないが、前回調査で同和問題を解決する方法として、「そっとしておけば、自然に差別はなくなる」を25.2%の人が選択していたことを踏まえれば、「寝た子を起こすな」という意見に賛成する人の割合はあまり変化がないと言えそうである。

### 3. 「差別的」発言を聞いた経験とその経路

同和問題に関して、この5年間の間に「差別的」発言を聞いたことがあるかどうか(問5)について、「聞いたことがある」とする人が22.3%と2割を越えている。10歳代では2.7%とほとんど見られないのに対し、30歳代では3割を越えており、全年齢階層で最も割合が高くなっていることが注目される。なお、前回調査においては期限を区切らず、「同和地区(住民)に対する差別的な発言や言動、あるいは落書などを直接に見聞きしたことがありますか」とたずねていたが、「見聞きしたことがある」が22.9%であり、ほとんど変わらなかった。

そうした「差別的」発言の発信者(問5-1)としては、「家族」の割合が2割強と最も高くなっている。10歳代を除く60歳代以下では、若年になるほど「家族」の割合が高くなっており、「家族」からの差別的発言を通じて、「差別的」情報が流通している。また、これら発信者の別に「その通りだと思った」とする割合を見ると、「近所の人」が最も割合が高く21.4%、続いて「家族」が20.5%と高くなっており、家族・近隣などからの情報が、同調を得やすくなっていることがわかる。

これら「差別的」発言に対する反応としては、「そういう見方もあるのかと思った」の割合が半数弱で最も高くなっており、「その通りだと思った」の割合も 15.2%となっていることから、「差別的」発言をそんなものかと受け止めたり、納得したりする人が 3 分の 2 程度を占めている。逆に、「反発・疑問を感じ」たのは 16.0%と少数であった。サンプル数は少ないものの、年齢階層別に見ると、60 歳代で「その通りだと思った」割合が 3 割弱と他の年齢階層と比較して突出して高くなっている。なお、「その通りだと思った」とする割合が高いのは、「同和地区の人は無理難題を言う」が 35.7%と最も割合が高く、以下、「同和地区の人はこわい」が 23.8%、「同和地区の人とは結婚してはいけない」が 16.7%などとなっており、これらが比較的同調を得やすい言動となっていることがわかる。

#### 4. 忌避的態度

「自分の家族や親せきには同和地区の人と結婚してほしくない」（問 13-10）という項目については、「どちらともいえない」と判断を保留する割合が 38.6%と最も高くなっている。「そう思わない」（22.6%）、「どちらかと言えばそう思わない」（10.2%）をあわせた 3 割強が、同和地区の人に対する結婚忌避的態度をとらないとしているが、「そう思う」（9.2%）と「どちらかと言えばそう思う」（16.4%）をあわせた割合はおよそ 4 分の 1 程度を占めている。このことは、同和地区の人の立場からすると 4 分の 1 程度の人結婚忌避に直面する可能性を示していることになり、これらの意識をさらに解消していくことが求められる。なお、50 歳代以下では若年になるほど「そう思わない」とする割合が高くなっている。

#### 5. 調査結果のまとめと今後の施策への提言

インターネット上での部落差別の広がりに対して 2016 年に制定された部落差別解消推進法であるが、大東市民のおよそ半数が「知らない」と回答していた。また、部落差別等の同和問題に関心がある人、「被差別部落の人」が身近にいる人はともに 1 割程度に過ぎず、大多数の人は関心もなく身近にも感じられていない現状がある。また、「寝た子を起こすな」という意見に賛成する人が 4 分の 1 程度、小中学校で部落問題学習が必要でないとする人も 16.5%おり、前回調査と比較して部落問題学習を進めるべきとする割合は若干高くなっているものの、2 割前後の人々が教育・啓発をすべきでない、必要ないと考えている。

その一方で、同和問題に関して、この 5 年間に限っても差別的発言を「聞いたことがある」とする人が 22.3%と 2 割を越えている。そうした情報は家族や近隣などを通じてさほど疑問や反発を感じずに受容されている。こうした偏見情報を受容しないためにやはり重要なのが部落差別に関する教育・啓発の充実であり、偏見の情報源となっている家族や近隣住民などへいかに働きかけるかも課題であろう。

さらに、「自分の家族や親せきには同和地区の人と結婚してほしくない」という意見については、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」をあわせた割合はおよそ 4 分の 1 程度を占めている。このことは、同和地区の人の立場からすると 4 分の 1 程度の人結婚忌避に直面する可能性を示しており、同和地区の人に対する偏見とともに、これら結婚忌避の意識を解消していくことが求められる。

部落差別問題に限らず、社会問題はその存在が多くの人に認識されなければ放置され、解決を向かうことはない。まずは部落差別解消推進法の認知度を高めるとともに、本調査結果であきらかになったような「差別的」発言が流通している実態や、結婚忌避的な意識を持つ人が少なからずいることなどを含め、法が必要とされた現実が生じている部落差別、部落差別意識の実態が広く認識されることが、部落差別問題の解決の第一歩であろう。

## 4. 障害者（児）の人権について

種智院大学教授 小寺 鐵也

はじめに

今回の調査は前回の1995（平成7）年10月から15年経過している。前回は「障害者（児）の人権について」については5項目の設問であった。今回は11項目に増えており、雇用、日常生活上の様々な差別事案、災害時への対応、出生前診断の是非、育児、教育等の具体的場面に関しての設問になっている。

国、国際的な動向

前回調査の1995（平成7）年から今日まで、国は、2002（平成14）年12月に、「障害者基本法」に基づく「障害者基本計画」を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきた。「障害者基本計画」においては、国がめざすべき社会を、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」とすることを掲げ、各分野において着実な取り組みが進められてきた。

そして、2004（平成16）年の「発達障害者支援法」の成立、2005（平成17）年の「障害者自立支援法」の成立、2006（平成18）年の「教育基本法」および「学校教育法」の改正、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（「バリアフリー新法」）の成立、2012（平成24）年の「児童福祉法」の改正等、法令面でも進展が見られた。

2013（平成25）年3月、「障害者基本計画」（第3次）が策定され、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会の実現」に向け、障害のある人の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進が図られている。

一方、国際社会の動向として、2006（平成18）年に国連において、障害のある人の権利および尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者権利条約」が採択された。そして、「障害者権利条約」締結に向けた取り組みとして、国では、2007（平成19）年9月に「障害者権利条約」に署名し、その締結に先立ち、障害当事者の意見も聴きながら、国内法令の整備が推進されてきた。

2011（平成23）年7月に、障害のある人の定義の見直しや障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する「共生社会の実現」等を内容として「障害者基本法」が改正された。

2012（平成24）年6月に、改正「障害者基本法」の趣旨を踏まえて「障害者総合支援法」が成立した。

2013（平成25）年6月に、改正「障害者基本法」第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化する「障害者差別解消法」が成立し、また、雇用の分野における差別禁止の推進のため、「障害者雇用促進法」が改正された。また、この間、改正「障害者基本法」に基づき、2012（平成24）年10月には障害者への虐待の禁止や予防のための「障害者虐待防止法」が施行された。

これらの国内法令の整備により、「障害者権利条約」は、2014（平成26）年1月に批准された。

今回の調査で見えてきたもの

今回、「障害者（児）の人権について」のアンケートにおいては11項目の設問があった。ただ、前回の設問と唯一同様なのは、「障害がある子どもは、特別支援学校に通うべきだ」の項目で障害児

の教育進路に関するものであった。

【問 7-11】「障害がある子どもは、特別支援学校に通うべきだ」との項目に肯定的意見（「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」）の合計は（今回）16.3%（前回）35.6%であり、一方、否定的意見（「そう思わない」、「どちらかと言えばそう思わない」）の合計は（今回）30.3%（前回）41.8%であった。

また、「どちらとも言えない」の回答が市民46.2%で障害者自身が48.6%であり、障害者自身の判断が複雑である。また、同回答の年齢層別では20歳～29歳が62.1%であるのに対して他の年齢層では30%～50%であり、若年層への統合教育の必要性に関する普及・啓発が必要である。

【問 7-2】「障害を理由にアパートやマンションを借りるのを拒否されるのは、やむを得ない」の項目に対して、拒否への肯定的な回答は11.8%で否定的な回答は50.3%であった。

また、同様の項目で、高齢者に関する調査の中では、拒否への肯定的な回答は12.0%で否定的な回答は57.1%であった。

このことから、障害者、高齢者に対する日常的な差別には意識が高いと考えられる。

【問 7-6】「出生前診断で障害をもっていることがわかったとき、産まないという選択をするのはやむを得ない」の項目に対して、出産に対して否定的な意見は障害者自身では48.6%であり、市民の26.8%と比較してもかなり高く、診断結果により障害者は出産することを躊躇することがうかがえる。

【問 7-7】「障害者は育児を十分にできるかわからないので、子どもを産まない方がよい」の項目に対して、出産に肯定的な回答は、障害者自身では48.6%で市民の45.9%よりも高く障害者の出産への強い思いが反映されている。

#### 【問 16】

障害を理由とする差別の禁止や、障害がある人への合理的な配慮を義務付けた障害者差別解消法において、自治体は、障害のある人に対する差別的取り扱いの禁止と障害のある人の要望等に応じて、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務づけられている。

今回のアンケートで、この法律についての認知度は「知っている」（11.3%）、「名称は知っているが内容は知らない」（35.9%）であった。「知らない」の割合が45.9%と最も高くなっている。

年齢別でみると、18,19歳で「内容は知っている」が35.1%で他の年齢層に比べ高く、概して、年齢が高くなるほど認知度は低くなっている。

そのため、高年齢層に対して、差別の解消に向けた普及啓発に積極的に取り組む必要がある。

また、障害のある人に対する差別や偏見が依然存在していることから、学校や地域、職場などあらゆる場や機会を通じて、障害や障害者（児）に対す理解を深める教育・啓発、障害者差別解消法や合理的配慮の趣旨などについて周知を進める必要がある。

#### 今後の展望

障害者権利条約には、ただ条約を作っただけでなく、定期的に国連がチェックするというシステムがある。国連に提出する政府のレポートと、当事者の視点からの現状や要望をまとめたパラレルレポートを基に国連が判断するという仕組みである。

また、差別解消法の改正については、近々議論が進んでいくことになる。

差別解消法は2016（平成28）年に施行されて3年後の見直し規定があり、2021年の通常国会へ事業者による合理的配慮の提供の義務化等を追加した法案の上程が予定されている。ポイントは、

民間企業への合理的配慮の義務化である。公的な機関には合理的配慮を義務化したのですが、民間には義務が課されなかった。これをどう義務化できるかというのが1つのポイントである。

また、何かあった場合の解決手段。さらには、「差別」の定義をどこまで明示できるか。このあたりも注視したいところである。

## 5. 性的マイノリティの人権について

関西大学名誉教授 石元 清英

1990年代ごろまでは、性的マイノリティがかかえる問題を人権課題であると考えた人はとても少なく、テレビなどでは男性同性愛者を「気持ち悪い」と言ったり、からかいや笑いの対象とすることがごく普通に行われていた。性的マイノリティがいまの社会で生きづらさを強く感じざるをえないのは、人権に関わる問題であるという認識が広がり始めたのは、ここ十数年ほどのことである。今回の調査では、“そう思う”（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計）の割合は、「1. 自分の認識している性別の制服の着用を認めるべきである」で47.5%、「8. 同性婚は認められるべきである」で48.4%、“そう思わない”（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の計）の割合は、「2. 同性に恋愛感情をいただくのはおかしい」で60.5%、「5. 知人や友人に性的マイノリティの人は、いてほしくない」で56.7%と、性的マイノリティに対する理解は、十数年前に比べて大きく進んだといえる。しかし、「3. 男性同性愛者には女性的な人が多い」と「4. 女性同性愛者には男性的な人が多い」という意見に対して、“そう思わない”と答えたのは、それぞれ27.8%、29.2%と、3割弱となっており、「どちらともいえない」という判断を保留する回答がともに5割ほどと、目立っている（39ページ）。

いうまでもなく、同性愛者は性的指向（恋愛感情や性的感情がどの性に向くのか）が同性にあるという点で异性愛者と異なるだけで、それ以外の特徴など存在しない。しかし、异性愛が当たり前で、异性愛者が圧倒的多数派であるこの社会では、异性愛の図式をそのまま当てはめ、男どうしが愛し合うのだから、一方は女性的なのだろう、女どうしが愛し合うのだから、一方は男性的なのだろうという、勝手な決めつけが横行しているのである。异性愛者は性的指向が异性にあるという特徴をもつだけで、それ以外の特徴などなく、温和な人もいれば、怒りっぽい人もいる、スポーツが好きな人もいれば、それが苦手な人もいるというように、さまざまな人がいる。それとまったく同様に、同性愛者にもさまざまな人がいるのである。したがって、男性同性愛者に女性的な人が多いことはなく、女性同性愛者に男性的な人が多いわけでもない。それらは誤解なのである。

しかし、今回の調査では、そうした同性愛者を誤解した意見を否定する回答が3割弱となっており、他の項目では性的マイノリティに対して理解の高さや寛容さがうかがえる回答が多くみられるものの、同性愛者を正しく理解している人はそれほど多くはないといえる。また、「7. 宴会芸として、男性が女装やオネエタレントのまねをするのは人権上問題がある」という意見に対しては、“そう思う”は6.2%しかなく、“そう思わない”が62.5%となっている。宴会芸で女装をしたり、オネエタレントのまねをするのは、その場を盛り上げる座興にすぎず、その程度のことは、人権問題とは次元が異なると考えるのだろう。しかし、その宴会の場に性的マイノリティがいて、その宴会芸を見てどう感じるのか、想像力を働かせて考えてみる必要があるのではないだろうか。

年齢別に回答結果をみると、「1. 自分の認識している性別の制服の着用を認めるべきである」と「8. 同性婚は認められるべきである」については、年齢が若くなるほど、「そう思う」の割合はおおむね上昇しており、「2. 同性に恋愛感情をいただくのはおかしい」「5. 知人や友人に性的マイノリティの人は、いてほしくない」「6. 知人から性的マイノリティだと打ち明けられたら、どう接するべきかわからない」については、年齢が若くなるほど「そう思わない」の割合がおおむね上昇している。このように、年齢が若い人ほど、性的マイノリティに対する理解が高いという傾向がみられる（42～43ページ）。近年になって学校での人権教育やマスメディアなどで性的マイノリティの



今回の調査結果からは、性的マイノリティに関する教育や啓発の重要性と、それを通じて性的マイノリティがカミングアウトできる社会環境をつくっていくことの重要性が明らかになったといえる。

表1 同性愛者に関する理解別性的マイノリティの人権に対する考え

単位：%

区分	回答者数(件)	1. 自分の認識している性別の制服の着用を認めるべきである				2. 同性に恋愛感情をいただくのはおかしい				5. 知人や友人に性的マイノリティの人は、いてほしくない				
		“そう思う”	“言えない” どちらとも	“そう思わない”	無回答	“そう思う”	“言えない” どちらとも	“そう思わない”	無回答	“そう思う”	“言えない” どちらとも	“そう思わない”	無回答	
男性同性愛者には女性的な人が多い	“そう思う”	148	45.9	31.8	19.6	2.7	31.1	21.6	47.3	—	30.4	22.3	45.9	1.4
	どちらとも 言えない	482	46.5	39.6	13.5	0.4	8.9	35.3	55.6	0.2	13.5	36.3	49.6	0.6
	“そう思わない”	261	58.2	23.4	17.6	0.8	3.4	8.8	87.4	0.4	5.4	8.8	85.8	—
女性同性愛者には男性的な人が多い	“そう思う”	116	42.2	36.2	18.1	3.4	25.9	22.4	50.9	0.9	29.3	25.9	44.8	—
	どちらとも 言えない	499	45.3	39.5	14.8	0.4	9.4	35.3	55.3	—	14.2	35.7	49.5	0.6
	“そう思わない”	275	61.5	21.1	16.7	0.7	7.3	8.7	83.6	0.4	6.5	8.0	84.7	0.7

区分	回答者数(件)	6. 知人から性的マイノリティだと打ち明けられたら、どう接するべきかわからない				7. 宴会芸として、男性が女装やオネエタレントのまねをするのは人権上問題がある				8. 同性婚は認められるべきである				
		“そう思う”	“言えない” どちらとも	“そう思わない”	無回答	“そう思う”	“言えない” どちらとも	“そう思わない”	無回答	“そう思う”	“言えない” どちらとも	“そう思わない”	無回答	
男性同性愛者には女性的な人が多い	“そう思う”	148	40.5	18.2	40.5	0.7	10.1	19.6	70.3	—	49.3	32.4	17.6	0.7
	どちらとも 言えない	482	29.9	36.3	33.6	0.2	5.8	32.8	61.2	0.2	43.4	46.7	10.0	—
	“そう思わない”	261	14.9	23.4	60.9	0.8	5.7	22.6	70.9	0.8	65.5	23.8	10.7	—
女性同性愛者には男性的な人が多い	“そう思う”	116	39.7	20.7	39.7	—	9.5	19.8	70.7	—	49.1	35.3	15.5	—
	どちらとも 言えない	499	30.5	35.3	33.9	0.4	5.6	32.5	61.7	0.2	43.5	45.7	10.8	—
	“そう思わない”	275	16.0	22.5	60.7	0.7	6.9	22.2	70.2	0.7	64.4	24.4	10.9	0.4

表2 同性愛者に関する理解別同性愛者に対する忌避意識

単位：％

区分	回答者数 (件)	9. 自分の家族や親せきに同性愛者はいてほしくない				
		“そう思う”	どちらとも言えない	“そう思わない”	無回答	
男性同性愛者には女性的人人が多い	“そう思う”	148	51.4	20.3	26.4	2.0
	どちらとも言えない	482	35.1	33.6	30.3	1.0
	“そう思わない”	261	15.7	21.5	61.3	1.5
女性同性愛者には男性的人人が多い	“そう思う”	116	49.1	20.7	28.4	1.7
	どちらとも言えない	499	35.1	34.3	29.7	1.0
	“そう思わない”	275	19.3	19.3	59.6	1.8

表3 性的マイノリティとの接触程度別性的マイノリティの人権に対する考え

単位：％

区分	回答者数 (件)	1. 自分の認識している性別の制服の着用を認めるべきである				2. 同性に恋愛感情をいだくのはおかしい				5. 知人や友人に性的マイノリティの人は、いてほしくない				
		“そう思う”	どちらとも言えない	“そう思わない”	無回答	“そう思う”	どちらとも言えない	“そう思わない”	無回答	“そう思う”	どちらとも言えない	“そう思わない”	無回答	
性的マイノリティとの接触程度	身近な人にいる	114	63.2	21.1	14.9	0.9	4.4	13.2	81.6	0.9	—	9.6	89.5	0.9
	いない、わからない	646	48.8	33.1	16.3	1.9	11.0	26.0	61.6	1.4	15.0	28.3	55.3	1.4

区分	回答者数 (件)	6. 知人から性的マイノリティだと打ち明けられたら、どう接するべきかわからない				7. 宴会芸として、男性が女装やオネエタレントのまねをするのは人権上問題がある				8. 同性婚は認められるべきである				
		“そう思う”	どちらとも言えない	“そう思わない”	無回答	“そう思う”	どちらとも言えない	“そう思わない”	無回答	“そう思う”	どちらとも言えない	“そう思わない”	無回答	
性的マイノリティとの接触程度	身近な人にいる	114	8.8	14.0	76.3	0.9	6.1	27.2	65.8	0.9	70.2	23.7	5.3	0.9
	いない、わからない	646	28.6	31.3	38.7	1.4	5.3	27.7	65.6	1.4	48.9	39.3	10.7	1.1

## 6. 女性の人権について

大阪教育大学地域連携・教育推進センター 准教授 神村 早織

### はじめに

ここでは、問9の女性の人権に関する8つの項目をまず概観し、それぞれについて調査結果に基づいて分析をする。

項目1、項目2、項目6は、結婚に伴って生起するライフイベントについて、女性がどのように選択すべきと考えているのかを問うものである。項目1は結婚したら女性が改姓すべきだという考え方、項目2は結婚したら女性は専業主婦にという考え方、項目6は女性は早く結婚して子どもを産むべきという考え方について、それぞれ是非を問うている。

項目3、項目4、項目5、項目7は、性別役割分担・特性論に関する項目である。項目4では「差別ではなく区別である」とする特性論の是非、項目3は育児や介護は女性の特性である、項目5は政治の世界は男性の特性である、項目7は理工系分野の仕事は男性の特性であるという考え方の是非である。

項目8は、雇用における採用・昇進の機会不平等の是非を問うている。

この設問でも、全体の回答傾向を、肯定論（「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」）、中間論（「どちらとも言えない」）、否定論（「どちらかと言えばそう思わない」「そう思わない」）の3つに分けて比較検討する。また、「そう思う」を使用する場合は「完全肯定論」、「そう思わない」は「完全否定論」と呼ぶこととする。

- |     |                      |
|-----|----------------------|
| 項目1 | 結婚したら、妻は夫の姓を名乗る方がよい  |
| 項目2 | 女性は結婚したら、家庭に専念する方がよい |
| 項目6 | 女性は早く結婚し、子どもを産む方がよい  |

項目1（結婚したら、妻は夫の姓を名乗る方がよい）は、肯定論が33.2%、中間論が32.7%、否定論が29.5%である。この項目に対する市民の考えはほぼ等しく3分されている。現在の日本では「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と民法で定められており、夫婦のどちらかが姓を変えなければならない。また、民法では「夫又は妻の氏を称する」と規定されているが、その96%は女性である（厚生労働省 平成28年度）。女性の社会参画が進むとともに改姓に伴う不便・不利益が顕在化しており、選択的夫婦別姓制度の導入を求める声が強まっているが、一方で日本ではこれに反対する考えも根強い。今回、年齢別の集計を見ると、10代（51.3%）や20代（42.9%）など、若い世代ほど否定論（妻が夫の姓に改姓する必要はない）が強く、70代（13.4%）80代以上（16.0%）など高齢の世代ほど肯定論（妻は夫の姓に改姓すべき）が強い。

項目2（女性は結婚したら、家庭に専念する方がよい）は、肯定論が8.8%、中間論が27.4%、否定論が59.2%である。女性は結婚したら専業主婦になるものという考え方に賛成する割合は1割に満たない。年齢別に見ても、否定論（家庭に専念する必要はない）は、10代から60代に至るまで、概ね60%から70%であり、結婚と同時に専業主婦となる生き方をよしとしていない。

この問題については世代を超えて、広範で安定した市民の意識形成がなされてきたと言える。しかし今、日本の女性のライフプランに関する現在の焦点のひとつは、いわゆる「M字型曲線」と言わ

れる子育て期の女性の労働力率の低さである。今後は、結婚と同時に専業主婦になるか否かよりも、出産を経て子育てをしながら外で働き続けるか否かの意識の変化に注目すべきであろう。

項目6（女性は早く結婚し、子どもを産む方がよい）は、肯定論が16.6%、中間論が29.5%、否定論が49.2%であった。肯定論について年齢別の比較をすると、40代から60代が10～15%の間であるのに対して、20代、30代と70代、80代は20%前後であった。若い世代の保守化傾向という見方をすることもできるが、むしろ、今回のデータからは若い世代における肯定論と否定論の2極化傾向ととらえたい。固定的なジェンダー観から自由になって自己実現を図ろうとする層と、「結婚」によって幸福な人生を実現しようと「結婚願望」をいだく層とに分かれてきているのではないだろうか。

項目3 女性の方が、男性より育児や介護に向いている

項目4 女性と男性で役割に差があるのは 差別ではなく区別である

項目5 政治の世界は男性の方が向いているから、女性は政治に参画しない方がよい

項目7 理工系分野の仕事は、女性より男性が向いている

項目3、項目4、項目5、項目7は 性別役割分担・特性論に関する項目である。

まず項目4において、特性論の背景となる差別と区別の問題についてどのような傾向があるのか見ていこう。全体では、肯定論47.9%、中間論28.9%、否定論20.5%であり、「男女の役割に差があるのは差別ではない」と男女の役割の差異を容認する考えが半数を占めることがわかる。年齢による差異も顕著である。ここでは「否定論（男女で役割に差があるのは差別である）」を選択した割合を確認したい。10代では32.4%、20代は32.1%、30代は29.8%、40代は21.4%、50代は16.5%と、若い世代ほど男女の役割の差は差別だと捉えており、年齢の高い世代ほど男女の役割の差異は差別ではないと考えていることがわかる。

項目3は、育児や家事に関する性別役割分担意識に関する問いである。全体では、肯定論33.5%、中間論28.3%、否定論33.3%と3つに等分されている。さらに年齢別に見ると、否定論（女性が育児や介護に向いているわけではない）を選択した割合は、10代48.6%、20代50.8%、30代37.3%、40代42.8%、50代32.5%と、若い世代ほど育児や介護について性別で適性があるとは考えていないことがわかる。

項目5は、政治への参画に関して女性の適性の是非を問うている。全体では、肯定論3.0%、中間論13.4%、否定論79.0%と圧倒的に否定論がおおく、「政治の世界」について女性には適性がないと考えている割合はわずかである。参政権の獲得は女性解放運動の出発点である。年齢別でも大きな差異はなく、少なくとも「参加の平等」「機会の平等」のレベルについては広く合意が得られているものとする。しかし、この項目文が「国会議員は男性の方が多く、それはやむを得ない」だったら、回答結果はどうなっていただろうか。世界経済フォーラムが毎年発表するジェンダーギャップ指数では、世界各国の男女平等に向けた取り組みの「結果の平等」が公表される。2020年、日本は過去最低の121位（前年110位）であり、その4指標の1つ「政治」は144位である。今、国レベルにおいても指導的地位の女性比率の改善が進められようとしており、その経緯の中で市民の意識がどのように変化していくのか注視していきたい。

項目8 企業の採用や昇進において性別で差が生じるのはやむを得ない

項目8は、採用や昇進の機会均等が実現されていないことについて、その是非を問うものである。世界各国の男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数において、日本は2020年は153か国中121位（前は149か国中110位）と極めて低位であった。経済、政治、教育、健康の4つの分野におけるスコアを集計して順位づけられるものだが、特に政治と経済の分野において、男女の格差が大きい。このように歴然とした男女格差がある実態は、市民の意識にも影響を及ぼしているのではないだろうか。こうした観点から調査結果を見ていきたい。

全体では、肯定論（採用や昇進に差があっても仕方ない）14.3%、中間論18.1%、否定論62.9%であり、雇用における男女間の格差を容認する考えが1.5割を占めることがわかる。男女別では、男性の肯定論が17.7%であるのに対して、女性の肯定論は12.4%と少ないが、女性の中にも1割を超える割合で格差を容認する考えがあることがわかる。

では、次に年齢別ではどうだろうか。約25年前に実施された「大東市人権に関する市民意識調査（1995）」の中にほぼ同じ項目があるため、比較検討したい。1995年調査の項目は「同期に同年齢で入社した男性との間に賃金や昇進の差がある」、選択肢は「よくないと思う、やむを得ないと思う、当然だと思う」に「わからない」を加えた4択である。比較をするために、今回の調査の「否定論（採用や昇進において性別で差が生じるのはおかしいと思う）」と1995年調査の「(賃金や昇進の差があるのは)よくないと思う」の年齢別の差を比較してみたい。

	1995年調査		今回調査
	よくないと思う		否定論（「そう思わない」「どちらかという とそう思わない」）
16-19歳	63.4%	18, 19歳	67.6%
20-24歳	53.4%	20-29歳	62.2%
25-29歳	60.8%		
30-39歳	53.3%	30-39歳	62.7%
40-49歳	40.4%	40-49歳	66.4%
50-59歳	24.6%	50-59歳	68.2%
60歳以上	25.3%	60-69歳	68.1%
		70-79歳	62.6%
		80歳以上	50.6%

1995年調査の頃には、雇用機会均等を求める若い世代と男女の格差は当然と考える高い年齢層との差が顕著であった。しかし、今回の調査では、いずれの年齢層も男女の格差を問題だと指摘するのは6割程度である。そして、数ポイントの差異ではあるが、50代より上の世代については7割近くが労働における男女不平等に対して否定的な立場をとっており、その割合はもっとも高い。おそらく、前回調査当時に男女平等を求める潮流の中を生き抜いた若い世代が、25年を経て今現在の50代以上の年齢層に相当するものと考えられる。今後、日本の労働における男女平等を推進するためには若い世代の意識改革が必要であろう。学校教育における男女平等教育、とりわけ進路に関わってジェンダーと労働問題について学ぶ機会を作る必要があるだろう。

## 7. インターネット上の人権について

関西大学社会学部教授 内田 龍史

はじめに

近年、情報化の進展に伴い、インターネットを通じての情報収集や各種手続き、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）などを通じての情報発信が容易になっている。生活の利便性が高まる一方で、SNS を通じたいじめ、インターネット上でのプライバシーの暴露、誹謗中傷などの人権侵害が生じており、それらによって著名人が自死するなど、インターネット上での人権侵害が人権課題のひとつと認識されるに至っている。

こうした現状において、本稿では、大東市人権に関するアンケート調査結果から、インターネット上の人権問題に関連する設問について分析を行う。インターネット上の人権問題に関する主な設問は以下のとおりである。

- ・問 10 1日あたりのインターネット利用時間
- ・問 11 インターネット上でのプライバシーの暴露や誹謗中傷を受けた経験
- ・問 11-1 インターネット上でのプライバシーの暴露や誹謗中傷を受けた人の対応
- ・問 12 インターネット上の情報への信頼
- ・問 12-1 インターネット上の情報の真偽の調べ方
- ・問 17 関心を持っている人権問題のうちの「インターネット上の人権」

なお、単純集計に関してはウェイトバックによって補正した数値を、それ以外については補正前の数値を用いている。

### 1. インターネット利用時間

大東市民の1日あたりのインターネット利用時間（問 10）を見ると、「利用していない」が 17.9% となっていることから、8割程度がインターネットを利用していることがわかる。そのうえで利用時間を見ると、「30分未満」が 13.5%、「30分以上1時間未満」が 13.2%、「1時間以上2時間未満」が 19.1%、「2時間以上3時間未満」が 14.2%、「3時間以上」が 18.9%と、全体的にばらけている。

インターネットの利用あるいは利用時間は、年齢階層別に大きな違いがある。「利用していない」割合はおおむね高齢になるほど高くなっており、「70歳代」では 48.0%と半数弱、「80歳以上」では 66.7%と3分の2を占める。逆におおむね若年になるほど利用時間は長くなっており、「3時間以上」とするのは「20歳代」では 47.1%と半数弱、「10歳代」では 59.5%とおよそ6割を占める。

### 2. インターネット上の情報への信頼

インターネット上の情報への信頼（問 12）について、発信元が掲載されているインターネット上の情報については、「正しい情報が多いと思っている」が 43.6%と最も割合が高く、次いで「間違っている情報が多いと思っている」が 30.3%となっている。「無回答」の割合が最も高い70歳以上を除いて年齢階層別に見ると、30歳代以上では「ほとんどが正しいと思っている」「正しい情報が多いと思っている」の割合が5～6割と過半数を占めているが、20歳代では「間違っている情報が

多いと思っている」(50.0%)「ほとんどが間違いであると思っている」(5.7%)をあわせて過半数が「間違っている情報が多い」と回答しており、インターネット上の情報への信頼については、世代間の違いが顕著である。また、10歳代では「ほとんどが間違いであると思っている」とする割合が8.1%と、全年齢階層を通じて最も割合が高い。すなわち、利用時間の長い10歳代や20歳代で、他の年齢階層と比較して相対的にインターネット上の情報を信頼していない傾向が見られる。

インターネット上の情報について、怪しいと思ったときの真偽の調べ方(問12-1)については、「発信元の情報をインターネットで調べる」が41.7%、「知人や家族に聞いてみる」が40.5%と、これらの割合が高くなっている。次いで、「インターネットの質問サイト(Yahoo!知恵袋やLINE Q等)で質問したり、検索したりする」が25.7%、「そうしたことについて調べる習慣がない」が21.1%などとなっている。年齢階層別に見ると、50歳代以下では「発信元の情報をインターネットで調べる」、60~70歳代では「知人や友人に聞いてみる」、80歳以上では「そうしたことについて調べる習慣がない」を選択する割合がそれぞれ最も高くなっており、50歳代以下ではインターネットで情報収集し、さらにその真偽もインターネットで確認することが一般的になりつつある状況がうかがえる。

### 3. インターネット上でのプライバシーの暴露や誹謗中傷を受けた経験

インターネット上でのプライバシーの暴露や誹謗中傷を受けた経験(問11)については、「いいえ」(ない)が81.5%と大多数であり、「わからない」が9.8%、「無回答」が6.9%となっている。「はい」(ある)は1.8%(17人)と少ないものの、50人に1人程度はそうした経験があるということになる。年齢階層別に見ると、「はい」と回答した割合は「20歳代」で5.7%と最も割合が高く、「30歳代」で4.5%と、おおむね先に見たようなインターネット利用時間が長い年代に集中している。

インターネット上でのプライバシーの暴露や誹謗中傷を受けた人の対応(問11-1)については実数が少ないが、「はい」と回答した人のうち62.0%は「無視した」と回答しており、対応をすることが難しいことを示唆する結果となっている。

### 4. インターネット上の人権への関心

関心を持っている人権問題(問17)において、「インターネット上の人権」を選択した割合は33.3%であり、この数値は「個人情報の保護」(40.4%)、「子どもの人権」(36.0%)に次いで全体の3番目に高い。大東市民において、インターネット上の人権問題への関心は高いと言える。年齢階層別に見ると、50歳以上では年齢が高くなるほど割合が低くなり、80歳以上では12.0%であるのに対し、最若年層の10歳代では54.1%と過半数を占めている。20~40代では4割前後であり、インターネット利用時間と同様に、世代間での関心の格差が顕著となっている。

### 5. 調査結果のまとめと今後の施策への提言

インターネットの利用状況については、若年層ほど利用時間が長く、高齢層ほど利用していない実態がある。また、インターネット上の情報についての信頼については、利用時間の長い10歳代や20歳代で、他の年齢階層と比較して相対的にインターネット上の情報を信頼していない。

インターネット上でのプライバシーの暴露や誹謗中傷を受けた経験については、あると解答したのは全体では1.8%と少ないが、インターネット利用時間の長い20歳代(5.7%)・30歳代(4.5%)

の若年層に集中している。

また、インターネット上の人権への関心については、33.3%が関心があると解答しており、様々な人権問題の中でも全体でも3番目に関心が高い。さらに、若年層ほど関心が高くなっていることが注目される。

こうした実態を踏まえると、若年層に人権や人権問題への関心を高めるためには、そもそも関心の高いインターネット上の人権問題について情報発信していくといった工夫が可能なのではないかと考えられる。その際に重要なのは、いかにアクセスしやすく、かつ信頼される情報を行政として発信していくかが鍵となるのではなかろうか。また、市民の誹謗中傷や人権侵害に対する相談窓口への誘導や、救済措置についてもあわせて情報提供していく必要があるだろう。

## 8. 啓発活動について

元大東市職員 西辻 勝弘

### 1 はじめに

部落差別問題や女性問題、障害者問題などあらゆる人権問題の解決をめざし、市民の人権意識を把握し、解決していくための行動指針の作成を目的とした、人権問題に関する市民意識調査が初めて実施されたのが1989年、そして2回目の調査が1995年、そして今回が3回目の調査となった。この審議会委員となる直前まで市職員、更に過去に人権行政に携わっていた立場としては、今回の調査はこれまでの大東市の人権行政ならびに啓発活動を通じて人々の人権意識がどこまで高まってきたのかを表す調査というかたちではあるが、大東市が実施してきた人権行政に対する評価を市民から直接受けているのであると感じながら、結果を心待ちにしていた。

大東市では、人権意識の向上をめざし、さまざまな事業や講座を実施し啓発活動に努めている。しかし、人権課題は年月と共に解消しつつあるものもあれば、潜在化していたものが表面化したり、新たに発生するものなどさまざまである。そして同時に、市民一人ひとりの関心がある人権課題もまたライフステージと共に変化していく。市民の関心度が高い人権課題を定期的に把握することは啓発活動を実施していく上で必要不可欠なことは言うまでもないが、だからといって関心度の低い人権課題の啓発を放置していいということには当然ならない。両方のバランスを考えて事業を展開していくことが人権行政を進めていく上で特に重要である。そのことをふまえつつ、大東市の人権啓発活動の現状と課題について意見を述べたい。

### 2 啓発活動に対する市民の意識

まず、大東市民が人権に関する啓発活動に対し、どの程度関心を持っているのだろうか。

大東市では「大東市人権尊重のまちづくり条例」の目的に則り、人権意識の向上をめざし市民団体である「人権啓発ネットワーク大東」と共催で30年以上の実績がある人権パネル展を始め、憲法週間記念のつどい、人権週間記念のつどい、市民じんけん講座や、自治会と共催で自治区へ出向き人権に関する意見交換を行う地域集会など地域とも連携しながら様々な啓発事業を実施している。

今回の調査では、関心の度合いを示す1つの指標として尋ねた、「啓発活動や事業に参加したことはありますか」での回答は「いいえ」が85.4%と残念なことに前回の調査結果73.9%より増加しており、さらに若年層の参加者が極めて少ないことが浮き彫りとなった。

調査当初の想定では、大部分が「興味のある事業ではなかったから」、「日時の都合がつかなかった」など複数の原因が同じ割合で合わさってできた結果であると推測していた。しかし、今回の調査で判明したことは、参加していない原因の多くが若年層だけでなくほぼすべての年齢層で「事業の情報が入ってこない。」というものであり、その多さは予想を遥かに上回るものであった。

### 3 啓発活動の現状の課題と改善にむけて

まず、「今、関心を持っている人権問題（複数回答）」については、全年齢層で関心の高かった「個人情報保護」（全体 39.8%）、若年層（18・19 歳、20 歳～29 歳）の関心が比較的高い結果であった「インターネット上の人権」（18・19 歳は 54.1%、20 歳～29 歳 42.1%）や「労働者の人権」（18・19 歳は 54.1%、20 歳～29 歳 42.1%）などは近年、事業のメインテーマとしては、実施していないのが現状である。インターネット上で様々な情報を収集し、SNS で自分の意思を発信するのがもはや当たり前前の時代であることから、そこに関係している問題、例えば個人情報の拡散や発言内容が誹謗中傷的となる、いわゆる炎上について関心をもつのは、至極当然のことだといえよう。また、労働者の人権についても、これから、就職を控えている世代、あるいは就職して職場での悩みなどを抱え始める若年層にとっては、関心をもつのは必然である。市として幅広い世代に関心の高い人権課題に対する啓発事業を実施していくことは当然重要であるが、世代毎に関心の差が大きい人権課題についても、それもまた市民の 1 つのニーズであると捉え、積極的な啓発が必要である。

次に、啓発活動や事業に参加できなかった理由である「日時の都合がつかなかったから」（14.3%）についてだが、事業の参加場所については、多くの人に参加してもらうために、交通の利便性という点から、事業の大半を市内中部にある大東市立市民会館や大東市立総合文化センターで実施している。参加したことがあると回答した人の地域差（※）については、特に大きな差は見られなかったことから、場所だけではない別の要因、いわゆる開催日時の問題が考えられる。事業に参加が可能な時間は各世代によって異なるため、事業のテーマごとに開催日時を変えるなど、これまで以上に柔軟な対応を以て事業を開催していただきたい。

そして、今回約半数の回答者が応えた「事業の情報が入ってこない。」についてであるが、どれだけ素晴らしい講師を呼び、多くの人が集まる場所で開催したとしても、そもそもそれを市民が知らなければ、厳しい言い方であるが、事業として成立していないのではないだろうか。自由意見の 1 つに「大東市が人権啓発活動をしていることを知りませんでした」というものがあつたが、まさにこの結果を象徴したものだと感じた。広報活動は事業を実施するうえで最も重要な要素の 1 つであることは言うまでもない。市はこの結果について反省し、今後の広報活動の在り方を考えていただきたい。そして、私自身もまたこの結果について真摯に受け止め、原因および改善案を市の広報活動の現状を踏まえ、考察していく。

市の事業の告知の手段といえば、ホームページ、市報、市内広報板、関係施設への配架、市内小中学校への配布、自治会による回覧、SNS が主な手段である。そして、これは自治会の回覧、市内小中学校への配布を除けば、いずれも市民が自ら出向く、探さないと知ることができない場所で広報をしているということでもある。ホームページは自ら探さないといけない、関係施設で配架してもそこへ行かなければわからない。SNS は市のアカウントをフォローしていないといけない。市報は読まなければわからない。情報が入ってこないと回答しているのは、「情報が入ってこない」のではなく、「情報が普段の生活の活動範囲に存在していない」から入ってこないと回答しているというのが真実なのではないのだろうか。これは受け身の広報活動であり、参加することに対し市民に負担を強いることと同義である。

チラシのデザインや事業紹介の文章も重要であるが、まずは何より、「市民の生活の活動範囲に事業の情報を入り込ませ、知ってもらう」そのために、事業所や、店舗、カフェそしてコンビニなど普段の生活の活動範囲に対してこれまで以上に積極的な広報活動を働きかけていくことはもち

ろん、SNSやホームページも一度紹介したらそれで終わりということではなく、繰り返し更新していくことで探す手間をかけることなく、市民の目に届くようにしてもらいたい。

#### 4 これからの啓発活動のかたち

多くの人が人権というものに対し、「難しい」「堅苦しい」「大事なものだと思うが漠然としたもの」という一種の苦手意識を持っているというのを私自身市職員の時から感じている。だからこそ人権に関する啓発活動は本当に難しいものであることは十分に理解している。市でも「ヒューマンコンサート」、「親と子で考える平和のつどい」、「憲法週間記念のつどい」など、タイトルに人権という言葉を出さないなど、参加しやすい工夫を凝らしながら事業を実施していることは、素晴らしいことだと思っている。もしかしたら、参加したことが無いという回答者も実際は人権啓発事業だと認識していないまま事業に参加し自然と人権学習をしていた可能性も十分あり得る。

人権学習をする機会というのは、今回の調査結果からもわかるように大部分の年齢層で小中高（55.7%）の時と、一部職場の研修で行っているぐらいしかない。市で行う人権啓発事業や講座というのは、実は市民にとっては数少ない人権学習の機会なのだ。だからこそ、前項でも述べたが、受け身ではなく能動的な広報活動にこれまで以上に注力し、事業への参加を促すとともに、人権というものをもっと自分にとって身近で大切なものと考えていただけるような事業を実施してもらいたい。そして、更には、従来の市民が参加するのを待つのではなく、出前講座のような、市民の集まる場所で事業を実施するといった積極的な啓発活動を実施するなど、あらたな啓発活動の在り方を模索していただきたい。

最後になるが、今回の調査結果は、啓発活動という点で見れば、多くの課題が浮き彫りとなり、決して市として満足していい結果ではなかったと感じているし、私自身も考えるべき点が数多くあった。次回の調査までには、市民への啓発活動がより充実し、よい結果となるよう、元市職員として願う次第である。

注：※問 14 と問 23 のクロス集計

		問 14 大東市では様々な人権課題について啓発活動や事業が行われていますが参加したことはありますか。(あてはまる番号1つに○)			
		全 体	はい	いいえ	無回答
居住地区	全 体	939 100.0	89 9.5	802 85.4	48 5.1
	西部方面	221 100.0	17 7.7	197 89.1	7 3.2
	中部方面	336 100.0	38 11.3	293 87.2	5 1.5
	東部方面	342 100.0	32 9.4	298 87.1	12 3.5

## 9. 調査結果をとおしてみえてきたもの

関西大学名誉教授 石元 清英

### 1. 人権問題についての市民の意識

21世紀は人権の世紀だと言われて久しいが、この20年間、人権教育・啓発の取組はさらに進展し、人権に関わる法律や条例の制定もあいついだ。そして、かつては人権に関わる問題であるとはみなされなかった事象が新たな人権課題として、教育や啓発で取り上げられるようになったケースも少なくない。こうした背景には、この社会に生起するさまざまな人権侵害に対して、その不当性を訴えてきた当事者たちの粘り強い活動があり、それに共鳴する広範な市民の協同などがあったことは、いうまでもない。この20年間で人権の概念はさらに広がり、深化してきたとともに、市民の人権意識も高まってきているといえる。

今回の調査では、問1の「2. 人権問題とは、差別する人や差別される人たちだけの問題であって、自分には関係がない」という考え方に対して、“そう思わない”（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の計）の割合は74.5%であり、“そう思う”（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計）は5.6%にすぎない。子どもの人権に関する問2では、「6. 収入の低い世帯の子どもが大学に進学できないのはやむを得ない」と「7. 児童養護施設に入所している子どもが大学に進学できないのはやむを得ない」という意見に対し、“そう思わない”はそれぞれ74.8%、75.7%となっており、“そう思う”はそれぞれ7.5%、6.1%である。問3の外国人の人権については、「1. アパートやマンションの入居を拒否される」「2. 就職活動や就労条件で不利な扱いを受ける」「6. ヘイトスピーチを受ける」という意見に対して、それらを“差別だと思う”と回答した割合は、順に60.8%、69.0%、71.6%と、高い割合となっている。

障害者の人権についての設問である問7では、「8. 飲食店において、車イスでの障害者の入店を店側は断ってはならない」「9. 発達障害は、育児・しつけの仕方に問題があるわけではない」「10. 障害の程度にかかわらず、通う学校（学級）の選択に際し、子どもや親の希望が反映されるべきだ」という意見に対して、“そう思う”はそれぞれ67.1%、65.2%、60.3%と、6割を超えており、「4. 災害時などの緊急時には、障害者のための対応ができなくてもやむを得ない」については、“そう思わない”が71.2%となっている。また、性的マイノリティについては（問8）、「2. 同性に恋愛感情をいただくのはおかしい」という意見を否定する回答が60.5%となっている。

このように、今回の調査結果からは市民の人権意識の高さがうかがわれるのであるが、設問によっては市民の人権意識が高いとはいえない面もみられた。

問9の女性の人権について、「1. 結婚したら、妻は夫の姓を名乗るほうがよい」「3. 女性の方が、男性より育児や介護に向いている」という意見に対して、“そう思う”は33.2%と33.5%、“そう思わない”は29.5%と33.4%であり、肯定する回答と否定する回答が拮抗しており、「4. 女性と男性で役割に差があるのは、差別ではなく区別である」については、“そう思う”が46.8%と、“そう思わない”（24.1%）を23ポイントほども上回っている。問13の人権全般についてみると、「7. 自分の家族や親せきには未婚のまま出産してもらいたくない」は“そう思う”（46.6%）が“そう思わない”（24.1%）を23ポイントほど上回っており、「9. 自分の家族や親せきに同性愛者はいてほしくない」「10. 自分の家族や親せきには同和地区の人と結婚してほしくない」については、“そう思う”がそれぞれ31.7%、25.3%と、“そう思わない”（37.2%、32.3%）よりはやや少ないとはいえ、3割前後みられる。また、「2. 新型コロナウイルスで、多人数の宴会等で感染

した場合は非難されても仕方がない」に対しては、“そう思う”が50.1%と、半数を占める。コロナ禍にあって多人数の宴会は行うべきでないことは言うまでもない。しかし、家庭内で感染してしまった人は気の毒だが、宴会での感染はけしからんと、感染経路によって感染者を非難する考え方は、検査を受けることを躊躇する無症状の感染者を増やすことになり、こうした感染者の潜在化は、さらに感染を広げることになってしまう。これはHIV感染について、すでに私たちが経験したことである。

「11. 同和問題はそっとしておけば自然になくなる問題だから、教育や啓発はしないほうがよい」は、いわゆる「寝た子を起こすな」論として、以前からよく言われることであるが、“そう思わない”は31.3%と、“そう思う”（24.5%）を7ポイント上回るにすぎず、判断保留である「どちらとも言えない」が39.2%となっている。問5にみられるように、21.2%の人が部落差別にあたる内容の発言をこの5年間に直接聞いており、それを聞いた人の15.1%が「その通りだと思った」、48.7%が「そういう見方もあるのかと思った」と答えており、「反発・疑問を感じたが、相手には何も言わなかった」は13.6%、「反発・疑問を感じ、相手にその気持ちを伝えた」は2.5%しかなかった。このように、現在でも部落問題に関わる差別的発言を聞くことは、十分にあり得ることであり、それを聞いた人の半数が、その発言に迎合してしまう可能性のある「そういう見方もあるのかと思った」と答えているのである。したがって、部落問題に関して正しい知識をもっていなければ、こうした差別的な発言を批判することはできず、その影響を受けてしまうのである。それゆえ、部落問題を学ぶ意義は大きいのであり、その意義を否定する「寝た子を起こすな」論への肯定的回答が4分の1もあり、判断保留の回答が4割あることは、今後の教育・啓発の大きな課題といえる。

このように、今回の調査では市民の人権意識の高まりがみられる一方で、人権教育・啓発のより一層の取り組みの必要性を示唆する結果も同時にみられるのである。

## 2. 年齢別比較からみえてきた新たな課題

1990年代ごろまでの人権意識調査では、年齢が若くなるほど人権意識が高くなるという傾向が多く設問で確認された。これは1970年代以降、学校で取り組まれてきた人権教育の成果が若年層ほど顕著にあらわれている結果といえる。今回の調査でも、そうした傾向が確認されるのではあるが、その一方で、それとは異なる傾向も多くみられるのである。

年齢が若くなるほど人権意識が高くなる傾向とは、次のようなものである。問3の在日外国人の人権に関する設問で、「1. アパートやマンションの入居を拒否される」「2. 就職活動や就労条件で不利な扱いを受ける」「3. 年金や医療保険制度など、社会保障で不利な扱いを受ける」「4. 選挙権がない」「6. ヘイトスピーチを受ける」について、年齢が若くなるほど、“そう思う”や“そう思う”という回答はおおむね多くなっている。また、問8の性的マイノリティについても、「1. 自分の認識している性別の制服の着用を認めるべきである」「8. 同性婚は認められるべきである」という意見に対しては、“そう思う”や“そう思う”という回答の割合は、年齢が若くなるにしたがって、おおむね高くなり、「2. 同性に恋愛感情をいだくのはおかしい」「5. 知人や友人に性的マイノリティの人は、いてほしくない」「6. 知人から性的マイノリティだと打ち明けられたら、どう接するべきかわからない」という意見に対しては、“そう思わない”や“そう思わない”という回答の割合は年齢が若くなるにしたがって、おおむね高くなるという傾向を示している。同様に、問9の「1. 結婚したら、妻は夫の姓を名乗るほうがよい」では「そう思う」は年齢が若くなるほど少なくなり、問13の「3. 就職の面接で人事担当者が就職希望者の家族構成を聞くことは問題

である」と「8. 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくても、どちらでもよい」では、「そう思う」は年齢が若くなるほどおおむね多くなっている。

このように、若年層ほど人権意識が高いという項目がみられるのであるが、そうではない回答傾向も目立っているのである。

問1の「8. 社会的弱者が優遇されることは、それ以外の人に対しての差別だと思う」という意見に対し、それを肯定する回答である“そう思う”が最も多いのは、30～39歳で(28.3%)、80歳以上での割合を12ポイント上回っている。問2の「1. 保護者によるしつけの一環として体罰は必要である」と「2. 教師による指導の一環として体罰は必要である」について、“そう思う”が最も多いのは、ともに30～39歳で(32.9%、26.9%)、80歳以上での割合をそれぞれ17ポイント、16ポイントも上回っている。そして、「4. 「いじめ」はいじめられる側にも問題がある」について、“そう思う”が最も多いのは18、19歳であり(35.1%)、「6. 収入の低い世帯の子どもが大学に進学できないのはやむを得ない」について“そう思う”が最も多いのは30～39歳である(20.9%)。

問3の「7. 日本語を学ぶ機会がない」について“差別だとは思わない”が最も多いのは18、19歳で、その割合は37.8%と、80歳以上のそれを20ポイントも上回っている。問7の障害者の人権に関する各項目で“そう思う”が最も多いのは、「1. 企業において利益追求を優先することにより、法定雇用率が達成できないのはやむを得ない」では20～29歳と30～39歳(ともに32.8%)、「2. 障害を理由にアパートやマンションを借りるのを拒否されるのは、やむを得ない」では20～29歳(15.8%)、「3. 障害者は進学、就職、結婚等について、自分で選択や決定をする機会が制限されることがあってもやむを得ない」では30～39歳(16.5%)、「4. 災害時などの緊急時には、障害者のための対応ができなくてもやむを得ない」では18、19歳(10.8%)、「6. 出生前診断で障害をもっていることがわかったとき、産まないという選択をするのはやむを得ない」では30～39歳(47.8%)となっている。

問13では、「2. 新型コロナウイルスで、多人数の宴会等で感染した場合は非難されても仕方がない」について“そう思う”が最も多いのは18、19歳で(64.8%)、30～39歳と20～29歳がそれぞれ62.7%、60.7%と、これに続いている。そして、他の項目で“そう思う”が最も多くなっている年齢層をあげると、「4. 企業の採用や昇進において国籍で差が生じるのはやむを得ない」では30～39歳が19.4%(20～29歳でも19.3%)、「12. 若者の就労機会の確保も十分でないので、高齢者の就労機会が確保されなくてもやむを得ない」では30～39歳が26.9%、「13. 高齢を理由にアパートやマンションを借りるのを拒否されるのは、やむを得ない」では18、19歳が18.9%であった。

このように、40歳未満の年齢層で、社会福祉施策をまったく評価しなかったり、保護者や教師による体罰や、家の収入の低さがその子どもの大学進学を阻むことを容認し、「いじめ」を社会問題ではなく、個人の問題に帰するような回答が目立つのである。そして、在日外国人が日本語を学ぶ機会がないことを差別であるとはみなさず、企業で障害者の法定雇用率が達成されないことや、障害を理由としたアパートなどの入居拒否、障害者の自己決定権に対する制限、災害時などで障害者の対応がおろそかになること、胎児の障害の可能性を理由とした人工妊娠中絶などをやむを得ないとみなす回答も40歳未満の若年層に多いのである。新型コロナウイルスについて、感染経路の違いによって感染者を非難することや、国籍による就労上の不利益、高齢者の就労機会の乏しさ、高齢を理由としたアパートなどへの入居拒否などについても、それらを容認する回答は若年層に多くみられるのである。

40歳未満という年齢層は、60歳以上に比べて学校で人権教育をより多く学んできた人たちであ

り、そうした人たちの人権意識がいくつかの設問の項目で、なぜ低くなっているのか、これまで行われてきた人権教育の成果と問題点を検討しなければならないといえる。

### 3. 人権教育・啓発の課題

問 16 は、人権にかかわる法律や条例などの認知度をみるものであるが、「内容は知っている」が多いのは、「児童虐待防止法」(34.5%)と「DV防止法」(31.0%)で、それ以外では2割を下回るものが多い。とりわけ、「大東市人権尊重のまちづくり条例」「大東市男女共同参画推進条例」「大東市パートナーシップ宣誓制度」といった大東市の条例や制度に対する認知度が低い。問 18 では、この5年間に自分の人権が侵害されたという人は11.9%で、この人たちに人権侵害を受けて、どう対応したかを問うたところ、「法務局・人権擁護委員に相談した」が0.9%、「市役所に相談した」が3.6%しかなかった。人権侵害を受けても、公的な機関に相談しない人が多くいるのである。さきあげた大東市における人権に関わる条例や制度の認知度が低いことと考え合わせるなら、大東市が発信する人権に関わる情報が多くの市民に届いていない可能性を指摘できる。

問 17 では、関心をもっている人権問題について問うているが、30%を超えるのは、「女性の人権」「障害者の人権」「高齢者の人権」「子どもの人権」「労働者の人権」「個人情報の保護」「インターネット上の人権」であった。こうした市民の関心が高い人権課題を啓発で取り上げることは大事であるが、市民の関心が低い人権課題は重要でないわけではなく、市民の関心を高める啓発事業も同時に重要であるといえる。

性別でみると、「女性の人権」は男性19.5%、女性41.3%であった。また、「家庭内におけるさまざまな人権(夫婦間の暴力、親子間の虐待など)」は男性17.7%、女性30.5%と、それぞれ男女間で大きな差がみられる。女性がかかえる人権問題は、女性の意識が高まることで解決されるわけではなく、男性の意識の変革が大きな課題となる。したがって、「女性の人権」や「家庭におけるさまざまな人権」に対して、男性の関心が低いことは大きな問題であり、「女性の人権」や「家庭におけるさまざまな人権」が自分自身に関わる問題であることに男性が気づくような啓発が求められる。

今回の調査では、市民の人権意識の高まりがみられたが、それはさまざまな人権課題に関して一様に高まっているというよりは、一部の人権課題については意識の高まりが顕著であるが、他の人権課題については意識の高まりが確認されないケースもみられた。同様のことは、年齢別比較にも指摘できる。若年層のほうが意識の高さが目立つ人権課題がある一方で、学校で人権教育を受けてきた若年層の意識が高いとはいえない人権課題も少なくなかった。そして、大東市の人権に関する情報発信が市民に十分に届いていないのではないかという可能性も指摘された。

今回の調査結果は、これまでの人権教育・啓発の手法の再検討を強く示唆するものといえよう。